

令和7年度事業計画

1、高齢者の保健・医療・福祉に関する調査研究及び情報提供事業（公1）

施設の向上発展とその使命遂行を図り、府民福祉の増進に寄与するため、高齢者の保健・医療・福祉に関する次の調査研究及び情報提供事業を行う。

(1) 事例発表会の開催

施設の利用者に対する取り組み事例の発表を通じて、職員の資質の向上とサービスのレベルアップを図っているが、広く、利用者の家族や一般市民にも参加を呼びかけ、介護老人保健施設の取り組みの実態を理解してもらうとともに、高齢者介護にかかる認識を深めてもらう。

令和8年3月12日（木）（インテックス大阪）

(2) 施設運営等に関する情報提供

介護老人保健施設の利用者及び家族に役立つ情報収集に努めるとともに、その内容を整理・分析し、府内の介護施設（非会員を含む）に対しメール及びFAX等による迅速な情報提供を行う。

2、高齢者の保健・医療・福祉に関する情報提供及び知識の普及・啓発事業（公2）

市町村や高齢者の保健・医療・福祉機関などと連携し、高齢者の保健・医療・福祉に関する情報提供及び高齢者介護に関する知識の普及・啓発を図るため、次の事業を実施する。

(1) 公開セミナーの開催

高齢者・認知症介護にかかるセミナーを開催し、介護に関する知識の普及や意識啓発を図る。

（北河内ブロック及び堺・泉州ブロックで開催）

(2) 施設見学会と「介護教室」等の開催

介護老人保健施設に対する府民の認識を高め、施設を正しく理解してもらうとともに、利用者側の要望等を聞くため施設見学会を実施する。

併せて、参加者を対象に教室等を開催し、高齢者介護の基礎知識・技術を修得してもらう。

「介護教室」「栄養教室」「リハビリ教室」等

（北摂ブロック及び中・南河内ブロックで開催）

(3) 介護予防教室の開催

高齢者が要介護状態になるのを防ぐため、要支援や要介護1といった軽度の方々だけでなく、介護保険を利用していない高齢者も対象に、介護予防教室をする。

「転倒予防」「感染予防」「認知症予防」「閉じこもり予防」等

（大阪市内ブロック及び豊能ブロックで開催）

(4) ホームページの運営

介護老人保健施設に対する府民の理解と認識を高めるとともに、高齢者介護にかかる府民の意識啓発を図るため開設したホームページの情報を随時更新するとともに掲載内容の充実に努める。

(5) 広報出版事業

機関誌「老健おおさか」を年2回、各5,200部発行し、当協会の活動内容の伝達や情報提供を行うとともに、会員施設を始め府下市町村や府医師会等の窓口を通じて、介護老人保健施設の紹介や介護に関する意識醸成を図る。

3、介護老人保健施設関係者等に対する研修・講演会事業（公3）

介護従事者及び関係者等を対象に施設等の向上発展とその使命遂行を図り、府民福祉の増進に寄与するため、高齢者介護に関する知識・技術の向上を図る次の事業を実施する。

(1) 介護老人保健施設関係者等に対する研修事業（施設関係者向け）

① 研修会の開催

施設職員の幅広い知識の習得と資質のレベルアップにより利用者やその家族に対するケアの改善を図るため、職種別にキメ細かい研修を実施する。

また、施設等の向上発展と府民福祉の増進に寄与するため、介護人材の育成・発掘を図るための研修を実施する。（6回程度開催）

② 認知症介護実践研修の実施

大阪府の指定により、介護保険施設等の職員を対象とした認知症介護実践者及び実践リーダー研修を実施する。

（実践者1コース 6日間＋施設実習（自施設4週間）1回開催）

（実践リーダー1コース 7日間＋施設実習（自施設4週間）1回開催）

(2) 講演会の実施

施設職員に対し、幅広い知識の修得による資質のレベルアップにより、利用者やその家族の処遇改善を図るため講演会を開催する。（7回程度開催）

(3) 介護職チームケア実践力向上推進事業

介護における業務効率化とサービスの質向上を目指す取組みを実施する。

4、関係機関及び関係団体との連絡協議に関する事業（他1）

施設の向上発展とその使命遂行を図り、府民福祉の増進に寄与するため、施設における問題の解決や介護の質の向上に努め、高齢者介護に関する諸問題について関係機関及び関係団体との調査・協議するために次の事業を実施する。

(1) 近畿ブロック代表者会議への参加

近畿各支部間の問題点を持ち寄り、解決法についての調査研究を行い、全国老人保健施設協会への意見具申を行う。（随時開催）

(2) 近畿ブロック大会の参加・協力

介護施設職員を対象に「第22回介護老人保健施設近畿ブロック大会奈良」に参加・協力をを行う。
(10月3日(金)開催)

(3) 全老健事業への参加・協力

全国介護老人保健施設大会ならびに全国老人保健施設職員研修会への参加・協力を
行う。(全国大会(山口県)11月27日(木)～28日(金)開催)

(4) その他関係団体への参加・協力

講演会及び研修会等への参加・協力をを行う。

(5) 調査研究に対する協力

感染症等に関する公衆衛生的調査研究への協力等。

5、会員を対象とした施設研修事業(他2)

会員施設の職員の資質の向上を図るため、特色ある施設の見学や研修等を行う。

(3回程度開催)

6、地域ブロック会議活動の促進事業(他3)

地域福祉に密着し、調査研究を行っているブロック活動を促進し、情報交換等の活
発化を図り、もってサービスの向上と市民の福祉を増進する。(随時開催)

7、その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

本協会の円滑な運営と目的達成を図るため、次の事業を実施する。

(1) 社員総会の開催

定款第14条第1項の規定に基づき、年1回開催する。(6月開催)

(2) 臨時社員総会の開催

定款第14条第1項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

(3) 理事会の開催

定款第34条第1項の規定に基づき、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3ヶ月
以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。(随時開催)

(4) 例会の開催

定例的に開催し、国・全老健等の中央情勢及び大阪府の情報伝達ならびに協会の現
状報告を行う。また、各施設の持っている問題点等を共有し、意見交換を行う。

(偶数月開催)

(5) 正副委員長、部会長会議の開催

必要に応じて開催し、事業計画の執行、各活動の内容等について協議検討する。

(随時開催)

(6) 正副委員長、部会長、ブロック長合同会議の開催

定例的に開催し、国・全老健等の中央情勢及び大阪府の情報伝達ならびに協会の現
状報告を行う。また、ブロック内での活動報告や各施設の持っている問題点等を共有
し、意見交換を行う。(奇数月開催)

(7) 運営部会の開催

必要に応じて開催し、事業計画・事業報告案及び予算・決算案の作成・検討ならびに施設の経営基盤の強化安定など協会運営の基本的事項について協議検討する。

(随時開催)

(8) 新規会員の加入促進

新規会員の加入を促進するため、新設施設に対する行政側からの情報等を入手するとともに、ブロック活動の活発化等を通じて加入誘導を図る。

(9) 永年勤続職員(施設長・医師含む)の表彰

介護老人保健施設で10年・15年・20年以上継続して勤務し、他の職員の模範となる職員について、表彰を実施する。

(10) 互礼会の開催

会員相互の親睦を深めるとともに、関係団体・機関との親交を深めるため、新年互礼会を開催する。

(令和8年1月7日(水) 都シティ大阪天王寺で開催)